

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成31年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令等(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条において「基準省令」という。))その他の法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項の規定に基づく厚生労働省令及び内閣府令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第50条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定通所支援(指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を除く。次項において同じ。)の事業の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定通所支援の事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であつて、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害児通所支援事業者(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。次項において同じ。)は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者、基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であつてはならない。

2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であつてはならない。

3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定通所支援の事業の建物に関する経過措置)

- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所支援事業を行う者の指定に係る障害児通所支援事業所の建物については、当分の間、適用しない。